

## 柏市マンション耐震診断費補助金交付要綱

制定 平成26年 4月 1日

施行 平成26年 6月 1日

### (目的等)

第1条 この要綱は、マンションの耐震診断を実施する者に対し、マンション耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、マンションの地震に対する安全性の向上を図り、もって市民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者が所有する共同住宅であつて、地階を除く階数が3以上であり、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のものをいう。

(2) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する管理を行うための団体（同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人を含む。）をいう。

(3) 予備診断 次に掲げる調査、確認及び検討を行い、本診断に要する費用を見積もることをいう。

ア 建物の概要、構造形式及び形状並びに敷地の調査

イ 関係図書の有無の確認

ウ 建物の修繕履歴及び被災履歴等の調査

エ 建物の外観調査

オ 本診断に係る次号に規定する指針等の適用の可否の検討

カ 本診断の必要性の検討

キ 本診断の実施方法の検討

(4) 本診断 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の第2号及び第3号の規定並びに次に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれに定める指針等に基づいて行う耐震診断をいう。

ア 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」

イ 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」

ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修指針・同解説」

エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

(5) 耐震診断士 次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士であって、同法第23条第1項の規定による登録を受けた一級建築士事務所に所属していること。

イ 原則として過去にマンションの耐震診断をした実績があること。

ウ マンションの耐震診断を行うため、建築士法第22条第2項に規定する都道府県知事が開催する木造住宅以外の耐震診断に関する講習会又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅以外の耐震診断に関する講習会を受講し、修了していること。

（対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内にマンションを所有する者であって、

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 管理組合の代表者であること。

(2) 管理組合の総会において、耐震診断を行うことの決議及び耐震診断にかかる費用の一部について補助金の交付を申請することの決議がなされていること。

2 補助の対象となるマンションは、次に掲げる全ての要件を満たしているものとし、1管理組合につき、1棟に限り申請ができるものとする。ただし、1管理組合が複数棟の建築物を同一敷地内又は同一敷地と同等と市長が認める敷地内に有する場合であって、それらの建築物の全部又は一部を一括して補助金の交付を申請しようとするときは、この限りではない。

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

(2) 着工日が、昭和56年5月31日以前のもの又は同日以前であると市長が認めるものであること。

(3) 人の居住の用に供する部分の床面積が、その建築物の床面積の2分の1以上であること。

(4) 設計図書（建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。）のうち構造に関する図書が、現に存在すること。

(5) 過去に補助金の交付を受けていないこと。

3 前項第5号の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けて予備診断のみを行った場合にあっては、当該マンションに係る本診断は、補助の対象とする。

4 前2項の規定にかかわらず、本診断の補助の対象となるマンションは、前2項に規定する要件を満たすものであって、予備診断の結果において本診断が必要とされたものとする。

5 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、予備診断及び本診断に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象経費の3分の2の額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は、予備診断の場合にあって

は34,000円を、本診断の場合にあつては1,000,000円を限度とする。なお、前条第2項ただし書の場合であっても、同様とする。

(申請書記載事項)

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) マンションの名称、所在地(地名地番)、用途、規模、構造、着工日その他マンションの概要
- (2) 耐震診断を依頼する耐震診断士の所属する建築士事務所の登録番号及び名称並びに構造設計一級建築士の交付番号及び氏名  
(申請書添付書類)

第6条 予備診断における規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) マンションに係る建築確認通知書の写し又はマンションの着工日を証する書面
- (2) 管理組合の総会において決議された予備診断に係る議事録  
(決議書)
- (3) マンションの管理規約の写し
- (4) マンションの区分所有者の住所・氏名一覧(管理組合員名簿等)
- (5) マンションの配置図・平面図・立面図等の建物概要が分かる図面
- (6) 申請者がマンションの管理組合の代表であることを証する書類(管理組合の役員名簿等)
- (7) マンションの管理組合の代表者の印鑑登録証明書
- (8) 対象経費に係る見積書又はその写し
- (9) マンションの構造関係図書(構造計算書・構造図等)の目次の写し
- (10) 構造設計一級建築士証の写し
- (11) 耐震診断士が一級建築士事務所に所属していることを証する書類
- (12) 耐震診断講習会(非木造)修了証の写し
- (13) 法人登記証明書(マンションの管理組合が法人の場合)

(14) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 本診断における規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は，次に掲げるものとする。

(1) 管理組合の総会において決議された本診断に係る議事録（決議書）

(2) 本診断の方針書（概要書）

(3) 予備診断結果報告書

(4) 予備診断結果の要約書

(5) 対象経費に係る見積書又はその写し

(6) 前項（第2号及び第9号を除く。）に定める書類一式

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

3 市長は，前2項に定める書類の一部を省略することがある。

（申請書提出期限）

第7条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出期限は，補助金の交付を受けようとする年度の9月25日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは，当該本市の休日の翌日）とする。

（標準処理期間）

第8条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は，45日（45日目に当たる日が本市の休日に当たるときは，当該本市の休日の翌日までの期間）とする。

（実績報告書添付書類）

第9条 予備診断における規則第12条に規定する市長が別に定める書類は，次に掲げるものとする。

(1) 予備診断結果報告書

(2) 予備診断結果の要約書

(3) 予備診断の実施状況を写した写真

(4) 予備診断の実施に係る契約書の写し

(5) 対象経費に係る領収書又はその写し

2 本診断における規則第12条に規定する市長が別に定める書類は，次に掲げるものとする。

- (1) 本診断結果報告書
- (2) 本診断結果の要約書
- (3) 本診断の実施状況を写した写真
- (4) 本診断の実施に係る契約書の写し
- (5) 対象経費に係る領収書又はその写し

3 市長は、前2項に定める書類の一部を省略することがある。  
(実績報告書提出期限)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の1月15日(その日が本市の休日にあたる場合は、当該本市の休日の翌日)とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。